

大阪市立西淀川区民ホール・大阪市立西淀川区民会館指定管理者指定申請に関する質問に対する回答

番号	質問	回答
1	【募集要項】P7 6※3 「大阪市が対応するもの」として「基幹的な施設・機器等の損傷」とありますが、損傷から対応されるまでの期間、当該施設・機器等が利用できない場合の利用減についての補償は協議事項となりますでしょうか。	P7リスク分担にかかる休館リスクにある「施設、機器の大規模修繕等による臨時休館に関するもの」については協議事項となります。
2	【募集要項】P8 6※5 「閉館に対しての補償は行わない」とありますが、修繕にかかる閉館について、想定されている期間をお示しください。	改修には数日から数週間以上にわたる工事が想定されます。ただし、大規模な改修で相当長期間にわたって当該施設が供用不能となるような場合についての補償は、別途協議とします。
3	【募集要項】P11 7（6）ウ 黒塗りすべき事業者名等表示の例として「管理運営実績施設の名称」「実施イベント名称」とありますが、特定の事業者名あるいは事業者名を推測できる単語を含まない一般的な名称であれば使用することは可能でしょうか。	可能です。
4	【募集要項】P11 7（6）エ 「資料のデータ（マスキングなし、マスキングありそれぞれ）をCD-Rにコピーし」とありますが、USBフラッシュメモリでの提出も可能でしょうか。	USBフラッシュメモリでの提出はできません。 CD-Rにて提出してください。
5	【募集要項】P15 7（7）エ 修繕費計画額について、税込金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	【募集要項】P18 8（2）ア 「申請に対する質疑・ヒアリング、申請者による提案内容のプレゼンテーション」とありますが、質疑・ヒアリングおよびプレゼンテーションの所要時間と参加できる人数をお示しください。また、同審査の日程が決まっていましたらお示しください。	9月8日に実施予定ですが、参加事業者数が確定しておりませんので、募集締切後に参加事業者に詳細について通知いたします。参加可能人数については、1事業者3名程度、所要時間については、プレゼンテーションおよび質疑・ヒアリングなどを含め、およそ1時間を想定しています。
7	【指定管理業務の基準】P4 1（2） 「駐車場の管理運営」とありますが、エルモ西淀川の後方の駐車場が利用できない状況です。こちらについては、いつごろ利用できるようになるのでしょうか。	現在のところ未定です。
8	【指定管理業務の基準】P6 1（3） 「業務責任者」と「総括責任者」の兼務は可能でしょうか。	業務責任者は、施設に常駐の責任者を指します。統括責任者は管理職として責任ある業務を遂行できる職員を指すことから可能です。
9	【指定管理業務の基準】P11 5（9） 当該措置に要した費用のうち、「指定管理者が負担することが適当でないと大阪市が認める部分は、大阪市が負担する」とされています。 この「適当でない」部分について、具体的にどのような内容が該当するのか、災害防止等に関する具体例があれば教えてください。また、逆に、指定管理者が負担することが適当とされる費用にはどのようなものが含まれるのかについても、ご説明をお願いします。	現時点で具体例はありませんが、その時の事象により、リスク分担に則った判断となります。 また、仕様書の別添2もご参考願います。

10	【仕様書】P7 3ーウ(イ) 「省電力化への対応に関する電球等の交換は指定管理者が行うこと」とありますが、 ①「電球等の交換」とは、照明器具本体の交換・更新は貴市にて対応されたうえで、あくまでランプ・電球部分のみの交換を指定管理者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。 ②仮に照明器具本体の広範な更新も指定管理者負担となる場合、「水銀に関する水俣条約」への国内対応状況や今後の保守資材調達難、および設備更新費用の規模を考慮すると、業務代行料・利用料金双方を含めた管理経費内での運用・更新は著しく困難となります。貴市として施設全体の設備更新や省電力化改修等に対する財政措置・支援施策や、今後の対応方針について何か検討されていたらご教示いただけますでしょうか。 ③LED化等が完了するまでの間に発生しうる蛍光灯購入費用や器具類の修繕費用の増加リスク、さらに材料不足等により修繕が困難となった場合の費用負担等については、リスク分担表の「管理経費の膨張」にあたり、収支計画に多大な影響を及ぼす場合にあっては協議事項になると考えてよろしいでしょうか。	①照明器具本体は含みません。 ただし、省電力化への対応として、指定管理者において照明器具本体を交換することを妨げるものではございません。 ②本市では「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」を策定し、公共施設における省エネルギー・省CO2化の推進を基本方針の一つとして、施設照明のLED導入割合を令和12（2030）年度までに100%とする方針を掲げています。 ③物価変動を見込んだ修繕費計画額表のため、指定管理者で負担いただくものと想定しています。
11	【仕様書】P8～9 3ーエ(ウ) ・「時勢に応じて効率的な手法を導入すること」とありますが、大阪市側ではコンビニ決済以外の手段を全区で導入される予定はございますか。 ・「時勢に応じて効率的な手法を導入すること」とありますが、効率的な手法を提案した場合、会館予約システムに決済機能を追加することは可能なのでしょうか。	・現時点では導入する予定はありません。 ・現予約システムは決済機能を追加することは出来ません。また、決済機能を追加するため予約システムの改修を行うかについては未定です。
12	【仕様書】P9 4 有料サービスとして、利用者が以下の目的で物品等を仮置きできるスペースを提供することは認められるでしょうか。 ・利用日以前に施設内に物品等を搬入し仮置きする。 ・利用日以降に物品等を搬出するため仮置きする。 （金額や利用方法などの具体的な詳細については、実施の際に検討）	具体的な内容を提案していただき、審査することとなります。施設の設置目的等を妨げない範囲で実施されると判断できた場合は承認させていただきます。
13	【仕様書】P9 4ーア(ア) 現時点で、施設管理システムおよび施設管理システム用パソコンを次期指定管理期間に更新する予定はありますか。	施設管理システムおよび施設管理システム用パソコンの更新について、現時点では未定です。

14	【仕様書】P10 4ーア(イ) ・「区が認める団体が行う事業」とありますが、令和8年度から令和12年度にかけて見込まれる貸室ごとの利用件数の想定値をお示し下さい。 ・「減免制度」と「利用料金制」は性質の異なる仕組みであると認識しております。減免は公益性に基づく料金軽減措置である一方、利用料金制は指定管理者の経営努力を促す制度設計となっております。区が認定する団体の皆様にもこの点をご理解いただき、両制度の趣旨を踏まえたうえで適切にご利用いただくことが、施設の持続可能な運営において重要ではないかと存じます。利用料金制に変わったことについて、減免利用者として認定されている団体に対し、区役所側から再度周知いただくことは可能なのでしょうか。	・西淀川区民ホールについては、年間で、ホール約440件、各会議室計約610件、和室約230件、合計約1,280件想定しております。西淀川区民会館については、年間で、ホール約280件、各会議室計約460件、和室約270件、合計約1,010件想定しております。 ・当区役所から減免利用者として認定されている団体に対し、周知することはできかねます。利用料金の減免や、使用許可の制限に関しては大阪市区役所附設会館条例に基づき、基本的には指定管理者に行っていただくものとなります。
15	【仕様書】P10 4ーア(イ) 区が指定する減免対象団体が施設を利用する頻度が当初の予定よりも大幅に増加し、その結果、一般利用者が利用できる日数が大幅に減少する場合、また、その影響によって利用料金収入が著しく減少する場合には、その補償について協議いただくことは可能でしょうか。	減免対象団体も考慮いただいたうえで運営いただくようお願いいたします。
16	【仕様書】P10 4ーウ 利用料金の引継ぎに関連して、 ①令和8年4月1日以降に利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務は、現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。 ②令和8年3月31日までに利用日が到来する利用について、令和8年3月31日以前に利用料金の還付事由が発生したが未還付となっている利用料金およびその還付の事務に関しても、同様に現指定管理者から令和8年度以降の指定管理者に引継ぐとの理解でよろしいでしょうか。	令和8年3月31日までに還付事由が発生した利用料金は現在の指定管理者の債務となります。 そのため、①②ともに債務自体を次期指定管理者に引き継ぐことはできません。 このことを踏まえ、令和8年4月1日以降に当該未還付状態の利用料金を利用者が受け取る方法（還付にかかる事務の方法）について、あらかじめ現在の指定管理者と次期指定管理者が協議の上、決定してください。
17	【仕様書】P11 5ーイ 「利用料金収入等の減少などにより、業務代行料に不足が生じた場合でも、大阪市は原則として補填は行わない。」とありますが大阪市側が修繕すべき施設設備が原因で利用料金が減少した場合にも業務代行料の補填は行われませんか。最終年度も同様でしょうか。	募集要項P7-8のとおり、基幹的な施設・機器等の修繕により相当期間にわたって当該施設が供用不能となる場合についての補償については、協議いただくこととなります。
18	【仕様書】P11 6ーウ 「会館で実施されること」とありますが、事業の一部を施設外で実施し、あるいは他施設や地域資源を活用・連携することで事業効果が高まるような場合は、自主事業の一部を会館の外で実施することも可能でしょうか。	自主事業の一部を施設外で実施した事例はありませんが、そのような自主事業を実施する場合は、事前に本市と協議し、承認を得てください。

19	【仕様書】P12 6 自動販売機を指定管理者で設置する場合、指定管理者が事業者を選定する入札は必要でしょうか。	入札について必要ではないですが、比較見積もりを行うなど、より収入を確保できる方法で行ってください。
20	【資料】資料2 「舞台設備」とありますが、どのような点検を想定されているのでしょうか。 後述の「舞台吊物」「舞台音響」「舞台照明」以外の点検でしょうか。	お見込みのとおりです。
21	【資料】資料2 「受水槽高架水槽」とありますが、西淀川区民会館だけでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	【資料】資料2 「受水槽高架水槽」の保守点検は清掃業務ということでしょうか。	清掃業務および水質検査を想定しています。
23	【資料】資料2 「舞台照明設備」とありますが、どのような点検を想定されているのでしょうか。	安全確保やトラブルの未然防止、設備の長寿命化、公演等使用に支障をきたさないための点検を想定しています。
24	【申請様式】5－2⑤ 様式5-2の⑤Ⅱ5_附属設備利用料金 ・持込設備電源使用料の料金形態について、1kw1時間あたりの金額でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	【申請様式】5－2⑥ 自主事業計画書に「※年度別に作成すること」とありますが、たとえば指定期間を通じて継続実施を予定している事業については「令和8～12年度」のようにまとめて記載する形式にしても問題ございませんでしょうか。	年度別にご作成願います。
26	【申請様式】6－1 1収入に「その他収入」欄がありますが、たとえばどのような収入について記載することを想定されているのか、ご教示ください。	業務代行料・利用料金収入・自主事業収入以外の収入になります。 例えば、助成金等がある場合は記載してください。
27	【申請様式】6－2① 利用料還付に関しては利用料金収入の区分に記載してよろしいでしょうか。記載にあたっては、利用料金収入から差し引いて記載する、またはマイナス表記して明細がわかるように記載すればよろしいでしょうか。	収入区分への記載も可能です。記載については、還付料金であることがわかるように表記してください。